

第2期

宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク(内閣府作成)

2020年3月

宜野湾市

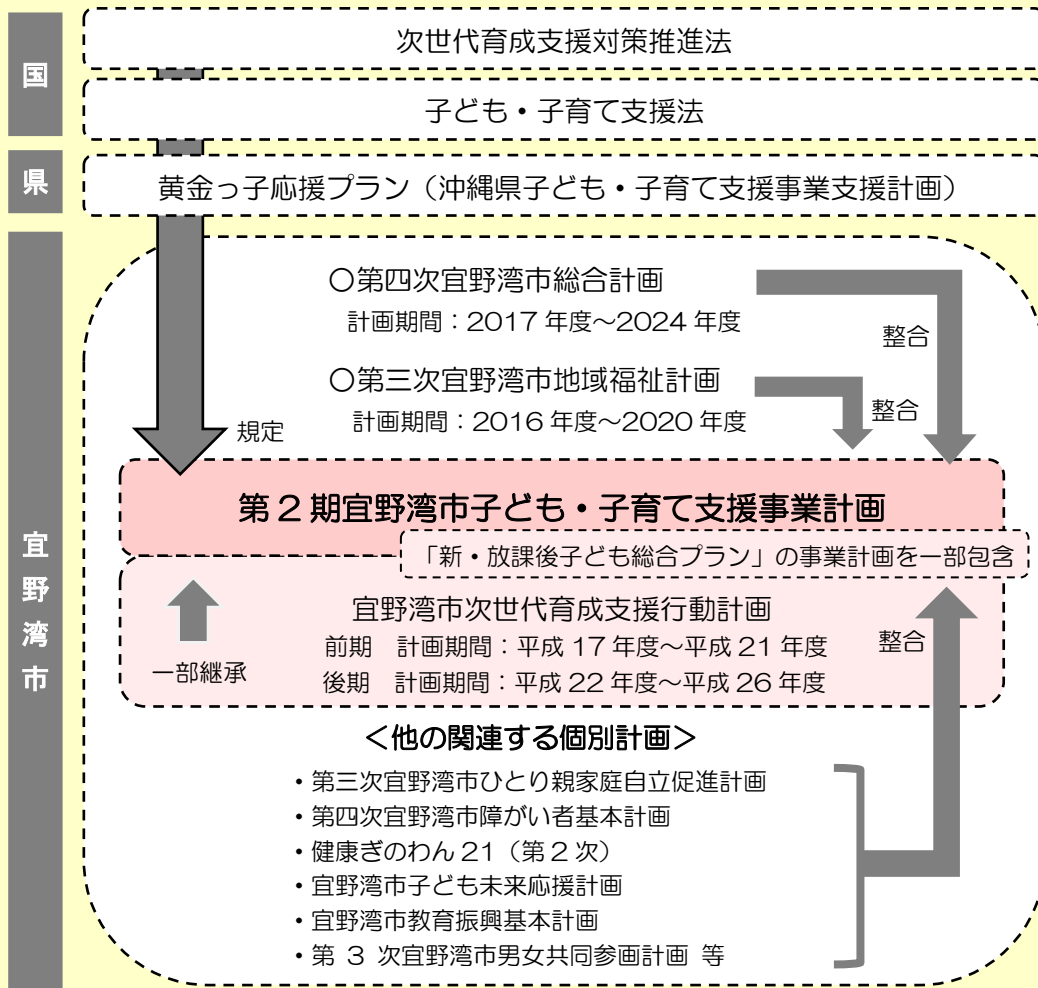
計画の概要

計画策定の趣旨・目的

第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の策定から5年を迎える中、第1期計画の検証をはじめ、改めて子育て世帯のニーズを把握（アンケート調査）し、2020年度からの5年間の本市の教育・保育サービス等について市民ニーズに即した提供ができるよう第2期計画を策定するものです。

計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づく「宜野湾市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく施策を位置づけた市町村計画です。更に、本市の最上位計画である「第四次宜野湾市総合計画」をはじめ、「第三次宜野湾市地域福祉計画」、その他、保健・福祉分野の個別計画等との整合を図ることとします。



計画期間

計画期間は2020年度から2024年度までの5か年間を計画期間とします。

2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)
第2期計画（本計画）					
		適宜 中間見直し		見直し	次期計画

計画の基本理念・基本目標

基本理念 子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次の通り掲げます。

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

基本目標 基本理念を踏まえ、基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、質的改善及び向上を図ります。

また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、社会資源・地域資源の有効活用により各種保育サービスや身近な相談支援、子育て家庭が必要とする情報の提供等といった子育て支援サービスの充実を図ります。加えて、学童期の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

基本目標2 切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育っていくことができるよう、子どもと保護者に対する健康管理の支援に取り組みます。

また、近年は発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、その早期発見・早期支援が行えるよう連携体制の強化に取り組みます。更に、障がい児等やその家族が安心して生活をおくることができるよう、障がい児保育や特別支援教育をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

基本目標3 子育てしやすい社会環境の整備

全ての子どもが人権を尊重され健やかに育ち・学ぶことができるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、虐待の早期発見・早期対応等に取り組みます。

また、ひとり親家庭については、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等を行いその自立をサポートしていきます。

更に、各家庭において仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、育児休業制度や短時間勤務制度等、誰もが働きやすい職場づくりに必要な情報を提供し、良好な職場環境づくりの周知・啓発に取り組みます。

施策の体系

基本目標 1. 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

施策	取り組み名称
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な推進	①教育・保育施設におけるニーズへの対応 ★ ②幼稚園教諭及び保育士確保の推進 ③公立幼稚園の2・3年保育の推進
1-2 教育・保育施設との連携及び支援の充実	①認可外保育施設への支援の推進 ②私立幼稚園との連携 ③認定こども園への移行検討・支援 ④地域型保育事業の充実
1-3 教育・保育施設における子育て支援サービスの充実	①延長保育事業の推進 ②休日・夜間保育の実施 ③幼稚園における預かり保育事業の実施 ④幼稚園における施設開放等の推進
1-4 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	①一時預かり事業の充実 ②地域子育て支援拠点事業の充実 ③利用者支援事業の充実 ★ ④ファミリー・サポート・センター事業の充実 ⑤病児・病後児保育事業の充実 ⑥子育て短期支援事業の充実 ⑦子ども・子育て支援の情報提供
1-5 子どもの居場所づくり	①児童センターの充実 ②児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施 ③放課後児童健全育成事業の推進 ★ ④放課後子ども教室の継続実施及び連携 ⑤子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充

基本目標 2. 切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援

2-1 母子保健の充実	①妊婦健診等の推進 ②こんにちは赤ちゃん事業の推進 ③妊娠期からの切れ目のない支援 ④親と子の保健対策の推進
2-2 教育・保育施設における障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援	①特別支援保育の推進 ★ ②巡回保育事業の充実 ③医療的ケア児の受け入れの推進 ④特別支援教育事業の充実 ★
2-3 障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援	①育ちの支援に関する相談、支援の推進 ②児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進 ③児童センター等における障がい児の受け入れ ④放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ ⑤障がい児をもつ家族への支援

基本目標 3. 子育てしやすい社会環境の整備

3-1 児童虐待の防止に向けた対策の推進 ★	①育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進 ②要保護児童対策地域協議会の充実 ③虐待のある家庭等に対する対応の充実 ④家庭児童相談室における児童相談の充実
3-2 ひとり親家庭への自立支援	①母子及び父子家庭等医療費助成の推進 ②児童扶養手当支給への適切な対応の実施 ③保育所等入所及び利用料補助の継続実施
3-3 仕事と家庭の両立支援の推進	①仕事と生活の調和に向けた意識啓発 ②企業等に対する働きかけの実施

重点取り組み

本計画に基づく宜野湾市の子ども・子育てに関する取り組みは、子どもが生まれる前（妊娠期）から小学生までを対象として総合的な施策に取り組むものでありますが、計画期間である2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間において、本市における課題やニーズ調査より市民からの要望が高い以下の施策について「重点取り組み」として位置づけ、積極的に推進するものとします。

教育・保育施設におけるニーズへの対応 ★

教育・保育におけるニーズが多様化しているなか、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、更なる教育・保育のニーズが増加する事が予想されます。そのニーズを適正に把握するとともに、各施設の定員適正化等を図り、待機児童の解消等に向けて取り組みを行います。

指標	2019年度実績	2024年度目標
保育施設の待機児童数（4月1日時点）	71名	0名

放課後児童健全育成事業の推進 ★

第1期計画からの取り組みにより、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進め、定員確保に努めてきました。現時点において、量の見込みを満たしている状況ですが、地域ニーズのマッチング等の課題で待機児童が発生している状況です。今後は地域毎のニーズを考慮し、定員適正化を図り、待機児童の解消に向けて取り組みを行います。

指標	2019年度実績	2024年度目標
放課後児童クラブの待機児童数(5月1日時点)	80名	0名



利用者支援事業の充実 ★

子育てに関する情報提供等を行う利用者支援事業について、待機児童となっている保護者の状況や希望をうかがい、認可外保育施設等の情報提供を行う特定型及び妊娠期から相談等に対応する母子保健型を実施しております。今後、待機児童の解消に伴い特定型を廃止し、保護者の個々のニーズに応じた利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等の連携に取り組む「基本型」の実施に向け、取り組みを行います。

指標	2019 年度実績	2024 年度目標
利用者支援事業の実施数	2 事業（特定型・母子保健型）	2 事業（基本型・母子保健型）

特別支援保育の推進・特別支援教育事業の充実 ★

現在全ての認定こども園及び認可保育所において、特別支援保育を実施しておりますが、近年、発達面で支援が必要な子等が増え、対応の充実が必要となっております。

今後も、障がい児や発達面で支援が必要な子等が安心して地域の保育所等で、保育を受けられる環境づくりに努めるとともに、認可外保育施設等への巡回保育事業の強化を図ります。

また、学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童への支援として、特別支援教育支援コーディネーターの配置・派遣による特別支援教育の充実に取り組みます。

指標	2019 年度実績	2024 年度目標
特別支援保育の入所率（入所人数/加配判定）	94.4%	100%
特別支援教育の利用者満足度	89%	90%

児童虐待の防止に向けた対策の推進 ★

児童虐待に対して、適切な対応が可能となるよう、教育、医療、保健、福祉等を含めた関係機関との連携を図るとともに、子どもの相談全般への対応、虐待防止に関する意識啓発活動としての講演会や研修会等の充実等、課題解決に向けて取り組んでいきます。

指標	2019 年度実績	2024 年度目標
児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度	90%	90%

施策の展開

基本目標 1 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

基本施策 1-1：幼児期の教育・保育の総合的な推進

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児教育・保育の量的拡大及び質の改善について、取り組みを実施してきました。第 2 期計画については、令和元年 10 月から実施された幼児・教育保育の無償化の動向も踏まえながら、教育・保育のニーズに対する定員確保に向けて取り組んでいきます。

また、毎年多くの保育士・幼稚園教諭資格保持者が、大学や専門学校等で養成されているところですが、保育士・幼稚園教諭の不足が深刻な問題となっており、今後も県や関係機関と連携し、保育士・幼稚園教諭の確保に努めます。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	教育・保育施設におけるニーズへの対応	・教育及び保育ニーズに対応した定員枠の確保に努めます。
2	幼稚園教諭及び保育士確保の推進	・保育士確保に係る補助金等を活用し、保育士等の確保に努めます。 ・保育所等に勤務する保育士の子については、点数加算により、優先的に入所しやすくなるような条件整備を継続して行います。
3	公立幼稚園の 2・3 年保育の推進	・保護者ニーズに対応した 2 年保育の充実及び、3 年保育の受入体制の整備に努めます。

基本施策 1-2：教育・保育施設との連携及び支援の充実

質の高い教育及び保育の実施においては、教育・保育施設との連携が重要となります。認可外保育施設への支援をはじめ、私立幼稚園等との連携を図り、更なる教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、多様なニーズに対応するため、既存保育所等の認定こども園化への支援を行うとともに、公立施設においても、認定こども園移行の検討を行います。地域型保育事業所においても、保育所等と連携を図れるよう、引き続き支援を行います。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	認可外保育施設への支援の推進	・認可外保育施設への支援を継続し、入所児童の処遇向上に努めます。 ・認可外保育施設の保育士等を対象とした各種研修会を開催し、保育の質の向上に努めます。
2	私立幼稚園との連携	・私立幼稚園と小学校、行政との連携に努めます。
3	認定こども園への移行検討・支援	・多様なニーズに対応するため、公立保育所及び幼稚園の認定こども園移行を検討します。 ・法人施設からの認定こども園移行について支援を行います。
4	地域型保育事業の充実	・全国でも課題のある連携施設の確保について、支援を行います。

基本施策 1-3：教育・保育施設における子育て支援サービスの充実

教育・保育施設において、多様なニーズに対応するため、延長保育事業をはじめ、施設の開放等を引き続き実施いたします。

また、夜間保育の充実や休日保育の実施についても、ニーズを見極め、事業実施を検討いたします。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	延長保育事業の推進	・保育所等における延長保育事業について、引き続き全園での実施を行います。
2	休日・夜間保育の実施	・夜間保育については現在1箇所で開催しており、引き続き事業実施に取り組むとともに、拡充に向け検討を行います。 ・休日保育の実施については、ニーズを勘案し、事業実施の調査・検討を行います。
3	幼稚園における預かり保育事業の実施	・私立幼稚園については全園で、全年齢の預かり保育を実施しています。 ・公立幼稚園は5歳児クラスの長期預かりについては引き続き実施し、4歳児クラスの長期預かり、また3歳児保育が実施された場合には、併せて3歳児長期預かり実施を検討します。
4	幼稚園における施設開放等の推進	・未就園児の親子を含めた地域の子育て支援を図るため、引き続き、施設機能の開放を継続します。



基本施策 1-4：多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

教育・保育施設を利用していない子育て家庭が、子育て相談等を実施できる環境を整備するとともに、子どもや保護者の疾病等にて、緊急に保育を必要とする家庭への支援を行います。

また、市の多様な取り組みを市民へ周知するために、広報の強化を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 現在2箇所で開催していますが、ニーズに対応できるよう4箇所での実施を目指します。
2	地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 現在8箇所で開催しており、引き続き子育て家庭への支援を行います。 社会福祉協議会が実施する子育てサロンとの連携強化も検討します。
3	利用者支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 現在「特定型」「母子保健型」を実施しており、子育て支援の情報提供や相談等を身近な場所でできるよう、「基本型」の実施を目指します。
4	ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、子育て家庭への支援を行います。 市民へ広く制度周知を図るとともに、「まかせて会員」の確保、利用促進に努めます。
5	病児・病後児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 現在西側地区の1箇所で開催しており、継続実施に取り組めます。 東側地区の設置については、今後のニーズを勘案し、設置検討いたします。
6	子育て短期支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイ事業とトワイライトステイ事業の2つの事業形態があり、本市はショートステイ事業を実施していますが、活用可能な施設がないため、実施方法について、研究するとともに、事業充実に向けて取り組みます。
7	子ども・子育て支援の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市HP等を活用し、市民に分かりやすい情報発信を行います。 「子育て応援本ポケット」を活用し、子育て支援に関する周知を実施します。



基本施策 1-5：子どもの居場所づくり

本市では、児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施等、児童の健全育成の場の充実に努めてきました。今後も充実を図るため、各種社会資源・自然資源・人的資源等を活用し、放課後の居場所づくりの充実に努めます。

また、児童等の健全育成に関わる地域団体の育成を進めます。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	児童センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童センターについては平成31年4月1日現在、6箇所設置され、各中学校区への配置が実現しています。今後は小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めていきます。
2	児童健全育成巡回事業「じゃんけんぼん」の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童センターの利用が困難な地域については、移動児童館「じゃんけんぼん」が巡回し、児童の遊びの支援や、指導等を引き続き実施します。
3	放課後児童健全育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日現在、公立4箇所、民間39箇所で実施しており、引き続き事業実施を行うとともに、定員適正化に努めます。 放課後子ども教室との連携した取り組みについても検討していきます。
4	放課後子ども教室の継続実施及び連携	<ul style="list-style-type: none"> 現在3小学校区で実施しており、引き続き実施に向けて取り組みます。 放課後児童クラブと連携したプログラムに取り組みます。
5	子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由により行き場所のない地域の子どもへ、安心安全な居場所を提供し、学習支援や食事の提供等に取り組みます。



基本施策 2-1：母子保健の充実

近年、若年妊娠や高齢出産が増加傾向にあり、母体の健康管理を含めて母子の保健対策の充実が求められています。そのため、妊婦健診等及びこんにちは赤ちゃん事業等を通して、親と子の健康づくりを支援します。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	妊婦健診等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診の適正な実施(計 14 回程度)に努めるとともに、早期の妊娠届の励行を促進し、妊婦健診の受診勧奨に取り組みます。 産婦健診の公費負担についても、調査・検討を行います。
2	こんにちは赤ちゃん事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳児のいる家庭への訪問を引き続き実施し、乳児の健全な育成環境の確保に取り組みます。
3	妊娠期からの切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に対応するため、子育て世代包括支援センターの設置に取り組みます。
4	親と子の保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や教室等を通して、望ましい生活習慣を獲得し、主体的な健康づくりを推進していきます。 保健師等の個別支援により、個々に応じた保健相談も引き続き取り組んでいきます。

基本施策 2-2：教育・保育施設における障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援

障がい児や支援が必要な子が、集団で保育及び教育を受けることができるよう、特別支援保育事業や、特別支援教育事業を行います。

また巡回保育事業を通して、気になる子の早期発見や、施設・保護者への支援を実施いたします。医療的ケア児についても保育施設での受け入れについて、検討を行います。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	特別支援保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在市内の認定こども園及び認可保育所の全園で特別支援保育を実施しており、引き続き事業実施に取り組みます。
2	巡回保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等へ臨床心理士等の専門職が巡回を行い、障がい児や気になる子の早期発見、支援を行います。
3	医療的ケア児の受け入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児の支援ニーズや保育・学校現場等の状況を踏まえ、対象児童の様態や成長に合わせた支援を前提とした上で、集団保育・集団教育の実施(医療的ケア児の受け入れ)を推進します。
4	特別支援教育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学習障がいや高機能自閉症等の幼児・児童・生徒への対応として、特別支援教育支援コーディネーターの配置、特別支援教育支援員の派遣を引き続き実施します。

基本施策 2-3：障がい児・発達面で支援が必要な子等への様々な支援

障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関係機関等の連携により発達障がい児に対する支援の充実に取り組みます。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	育ちの支援に関する相談、支援の推進	・言葉や発達に不安や支援の必要な子について、個別相談や教室を実施しており、引き続き取り組んでいきます。
2	児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の推進	・障がい児を対象に療育を提供するサービスです。民間事業所が市内外にあり、利用者が選択できるようになっております。引き続き対応ができるよう、関係機関と連携を強化します。
3	児童センター等における障がい児の受け入れ	・障がいの有無にかかわらず、身近な場所を利用し共に学び遊ぶことを通してお互いに尊重しあい、成長していくために、引き続き障がい児の利用、受け入れに努めていきます。
4	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	・公立及び私立の放課後児童クラブでの、障がい児受け入れを促進するため、受入体制の整備検討を行います。
5	障がい児をもつ家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業について、障がい児をもつ家族の負担軽減及び一時的な休息のため、引き続き事業実施に取り組みます。 ・関係機関と連携を図りながら相談・情報提供体制の充実を図ります。 ・ペアトレ・ティーチャーストレーニング、ペアプロの継続実施に努めます。



基本施策 3-1：児童虐待の防止に向けた対策の推進

子どもが健やかに育っていくためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。特に、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものです。

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、虐待が発生した際にきめ細やかな支援と再発防止を行うため、関係各課・関係機関の連携を強化していきます。また、児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であることから、ハイリスク世帯へのアプローチや相談、養育支援の実施を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の推進	・児童の養育に支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、定期的な訪問支援を行い、育児不安の早期対応・児童虐待の未然防止に努めます。
2	要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との円滑な連携・協力を確保するとともに、児童虐待防止の啓蒙啓発活動に取り組みます。
3	虐待のある家庭等に対する対応の充実	・虐待のある家庭やその恐れのある家庭に対して、関係機関と連携を図りつつ、諸制度や相談機能の活用、地域への見守りの依頼の対応等を引き続き実施します。
4	家庭児童相談室における児童相談の充実	・家庭相談員を配置し、子どもの相談全般に対応しており、適宜関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組みます。 ・相談件数が増加傾向にあるため、家庭児童相談室の機能強化を図り、相談対応の充実及び課題解決に努めます。



基本施策 3-2：ひとり親家庭への自立支援

本市においては、離婚率の上昇を背景に、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、経済的な困窮や、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭が安心できるよう、自立に必要な情報を提供するなど就労や子育てサポートを行い、自立支援を図ります。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	母子及び父子家庭等医療費助成の推進	・母子及び父子家庭等の入院または通院による治療に際し、医療費の助成事業を継続して実施いたします。
2	児童扶養手当支給への適切な対応の実施	・ひとり親家庭の生活安定と、自立促進のため、児童扶養手当の支給を行うとともに、受給5年経過等受給者に対し、減額支給制度の周知徹底と必要な手続きの勧奨を図ります。
3	保育所等入所及び利用料補助の継続実施	・ひとり親家庭の子ども保育所や公立の放課後児童クラブの入所選考時において、点数加算による優先的配慮を継続します。 ・認可保育所に入れず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭を対象とし、保育料等の補助事業を継続実施します。



基本施策 3-3：仕事と家庭の両立支援の推進

全ての市民が、その個性と能力を活かし、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。また、子どものより良い育ちを実現するためには、男女が共に子どもの健やかな育ちと子育てにおいて役割を果たすことが必要です。

男女共同参画社会を実現させるためにも、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）について意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。

NO	取り組み名称	取り組み内容
1	仕事と生活の調和に向けた意識啓発	・様々な機会を活用し、育児休業制度やワーク・ライフ・バランスの重要性について市民への啓発を図り、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に努めます。
2	企業等に対する働きかけの実施	・商工会等と連携し、市内事業所に対して労働条件改善のための啓発活動を実施していくとともに、産休・育休等を取りやすい環境づくりの促進を図ります。





宜野湾市



発行：令和2年3月 宜野湾市 福祉推進部 こども企画課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
098-893-4411（代表）